



山梨税務署からのお知らせ



◆ 申告書の作成・送信は自宅からパソコン・スマホで
 新型コロナウイルス感染防止の観点からも、自宅からのe-Taxをご利用ください。

確定申告書作成コーナー



確定申告 検索

◆ 確定申告書の用紙について

確定申告関係の用紙については、「国税庁ホームページ」からダウンロードできます。税務署および市役所に備え付けの用紙の数には限りがありますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら
 (国税庁ホームページ)



◆ ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が、確定申告書を提出

出した場合は、ワンストップ特例の適用が無くなります。

そのため、確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した寄附金も申告する必要がありますのでご注意ください。

※確定申告をする場合は、全ての寄附金の申告が必要です。

◆ 納付期限と納付方法について

▼ 納付期限

【所得税】 3月15日(火)

【消費税】 3月31日(木)

国税の納付は、金融機関や窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

なお、申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんのでご注意ください。

▼ 振替納税

納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより、国税を納付する手続きです。

新たに振替納税をお申し込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を前記の納

付期限までに提出してください。

▼ 振替納付日

【所得税】 4月21日(木)

【消費税】 4月26日(火)

▼ クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカードカード支払いの機能を利用して、納付受託者へ、国税の納付の立て替え払いを委託することにより国税を納付する手続きです。

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。

▼ コンビニエンスストアでのQRコードによる納付(納税額30万円以下の場合)

自宅のパソコンやスマホなどで作成したQRコードを使用し、コンビニエンスストアへ納付を委託することにより国税を納付する手続きです(現金のみ支払い可能)。利用できるコンビニエンスストアは、次のとおりです。

- ・ローソン (Loppi) 端末設置店舗のみ
- ・ファミリーマート (Famiポート) 端末設置店舗のみ
- ※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■ 問い合わせ

山梨税務署 ☎1411

※自動音声に従ってご用件の番号を選択すると、担当者が用件にお答えします。

4月から下水道の使用料金が変わります

本市の下水道事業は、山梨地域で昭和54年度に、牧丘地域で平成元年度に着手しました。令和2年度末の整備面積は約873ha(全体計画区域の約64.6%)となっており、事業としてはまだ道半ばの状況です。

現在、平成29年度に下水道事業の計画的かつ健全経営を目的に策定した「山梨市下水道事業経営戦略」に基づき、未接続対策などの経営改善に取り組んでいます。下水道経営の指標とされる経費回収率が令和元年度決算では86.6%であり、使用料で賄えない経費を一般会計からの繰入金と市債に依存している状況です。

今後、老朽施設の更新や改築などの事業も必要となることから、一般会計への負担軽減や安定した下水道経営を図る必要があります。

このような経営状況を改善するため、市下水道事業審議会に料金改定について諮問したところ、昨年10月に「経営戦略の進捗状況等を検証した結果、受益者負担の原則に配慮しつつ、経営の安定化を図り、将来にわたり下水道事業公営企業会計の適正な運営を確保するために、使用料の改定をする必要がある」との答申がありました。

◎下水道使用料(令和4年4月1日改定)(消費税は別途)

排水量 (2カ月につき)	改定前の料金	改定後の料金
20㎡以下	2,080円(基本料金)	2,360円(基本料金)
21～40㎡	127円(1㎡あたり)	141円(1㎡あたり)
41～100㎡	139円(1㎡あたり)	153円(1㎡あたり)
101～400㎡	150円(1㎡あたり)	164円(1㎡あたり)
401㎡以上	161円(1㎡あたり)	175円(1㎡あたり)
臨時用	174円(1㎡あたり)	188円(1㎡あたり)

本市では、答申に基づき、下水道事業の健全性や独立性を高め、将来にわたり適正な運営ができるように下水道使用料を4月から右表のとおり改定します。

下水道を使用される皆さまには、ご負担が増すこととなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 問い合わせ

下水道課管理担当 内線 2122～2124

長期休業中のトラブルを未然に防ぐため

年末年始休暇前
市内道路パトロールを実施しました

建設課管理担当 内線 2233

12月13日から22日までの間、市で管理する市内道路・水路施設を対象に市内を9地区に分け、市職員による施設の損傷・不具合箇所の有無の確認と、軽微な破損箇所の補修を行いました。

このうち、21日には高木市長と建設課職員が市内を巡回し、陥没した道路の確認や補修を行いました。

市では引き続き、安心・安全なまちづくりに向けて、道路などの維持管理に努めます。



あなたの夢を地域の力に

宝くじの助成金で
消火活動用物品を購入しました

防災危機管理課消防防災担当 内線 2447



市では、財団法人自治総合センターによる宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業を活用して、山梨市消防団に消火活動用ホース42本を購入・整備しました。

老朽化したホースを新しいものに整備し、より地域住民が安心して暮らせるよう、活動に尽力していきます。



令和4年度 個人住民税の主な改正について

◎ 住宅ローン控除の特例期間の延長
 住宅ローン控除における控除期間が13年間となる特例措置が延長され、特定の期間に契約した場合(※1)、その入居の期限が令和4年12月までの入居者が対象となりました。
 ※1・注文住宅は令和2年10月から3年9月未まで、分譲住宅などは令和2年12月から3年11月未まで

◎ セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の見直し
 セルフメディケーション税制の適用期間が5年間延長されます。

◎ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化
 個人住民税において特定配当等および特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の全部について申告不要とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完了できるよう、令和3年分の確定申告書から個人住民税にかかる附記事項が追加されました。

◎ 退職所得課税の適正化
 法人役員等以外においても、勤続年数5年以下の退職手当等にかかる退職所得の金額の計算につき、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。

問い合わせ 税務課市民税担当 内線 1125・1126